

令和 8 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 2 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時		令和 8 年 8 月 5 日（水）10 時 03 分～11 時 51 分
開催場所		鹿児島合同庁舎第 2 会議室
出席者	公益委員（3 名）	川口俊一 松本俊哉 瀬口毅士（敬称略）
	労側委員（3 名）	上蘭哲也 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使側委員（2 名）	千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 経済。物価情勢の展望（令和 8 年 7 月 日本銀行） 2 県内景況（令和 8 年 7 月）（鹿児島銀行・九州経済研究所） 3 県内雇用失業情勢（令和 8 年 6 月） （鹿児島労働局定例記者会見資料：令和 8 年 7 月 31 日） 4 鹿児島市の消費者物価指数（令和 8 年 6 月分、鹿児島県）	

○ 松下室長

定時 10 時を過ぎてしまいましたが、岩田委員のほう欠席の連絡を聞いておりませんので、出席予定ということで連絡を取っております。会議は進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

皆さん、おはようございます。暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまから令和 8 年度の第 2 回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。
まず、本日の部会の成立について、事務局より御報告をお願いいたします。

○ 松下室長

本日は、公益委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員は現在 2 名ですけれども、現状、合計 8 名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会
は有効に成立しておりますので、御報告いたします。

また、事務局にて本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、6 名の傍聴と 6 社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は有効に成立しているとのことですので、これから審議を開始したいと思います。ただいま報告がありましたように傍聴と取材を希望される方がいらっしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場については公開したいと思いますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、資料を御配付ください。

(傍聴者、取材者入室、資料配付)

○ 川口部会長

それでは、議事を再開いたします。

まずは事務局から連絡事項などございましたら説明をお願いします。

○ 松下室長

まず、本日の配付の資料につきまして、表紙裏面の記載のとおり、資料1から4までとなっております。いずれも最新の経済情勢等の参考資料としてつけさせていただいております。以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題であります鹿児島県最低賃金の改正審議に入ります。

今回は参考人の方からの意見陳述を受けた後、まず労働者側からの基本的な考えが述べられました。主だった点を要約して説明いたします。

まず、労働者側からの主張として7月の閣議決定「基本方針2026」を参照しつつ、賃上げは単なる分配ではなく、人材を引き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する供給力強化そのものであり、成長戦略の起点であるということで、最賃の引上げは重要な要素であるということ。

そして、併せて2点目、2026の骨太方針に記載されている内容を参照しつつ、実質賃金で年1%程度の上昇、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上

昇を賃上げのノルムとして定着させるとされているということ。そして、物価上昇プラス1%が社会通念となる社会を目指すことが閣議決定されていることを述べておりました。

3点目は、地域別最賃の地域ごとの金額差に言及して、2025年度には203円まで縮小したということ。ただ、地域間格差の是正に向けては引き続き取り組む必要があるということ。また、鹿児島県は離島を抱えており、物価等の状況も勘案しながら地域間格差を考慮すべきであるということ。

4番目に、連合リビングウェッジを参照しつつ、絶対値としての最低生計費を補うものにはなっていないという主張です。そして、最低賃金近傍で働く労働者の生活は昨年以上に苦しくなっている。世帯年収の低い層ほど1年前と比較した現在の暮らし向きが悪化しており、支出を切り詰める傾向が顕著であるということです。

5点目が、発効日について、早期発効を目指す必要があるということです。今年度の6月の地方最低賃金審議会の取りまとめを踏まえた上でも、改めて早期発効を目指すべきということを言われております。

そして、6点目、会社は社会的な存在であるということ。意義・社会的責任がどうあるべきかを考えながら、離島を抱える鹿児島の実情に応じた物価高に苦しむ最低賃金近傍で働く県民を置き去りにしないような魅力ある鹿児島を目指して、審議に臨みたいということを述べておりました。

他方、使用者側の基本的な考え方として、主だった考え、主張としましては、まず1点目が、現在の鹿児島の経済・雇用情勢などから、使用者にとっては先行きが不透明・不安定感が増しており、厳しい経営環境であるということ。

2点目が、鹿児島の最賃はこの3年間で一気に173円引き上げられ、影響率も約30.8%に達しており、昨年あたりから「賃上げ疲れ」という言葉も出て、非常に最賃の引上げを負担と感じている企業も増えているということ。

3点目は、鹿児島の景気は持ち直しつつあるけれど、最低賃金の一定程度の引上げは十分理解しているということです。

そして、4点目が、近年の引上げペースが非常に早過ぎるということと、物価上昇、中東情勢により増加したコスト、人件費の増加分を十分に価格転嫁できておらず、いまだに厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業が多いということを踏まえる必要があるということ。

5点目が、使用者としては、最賃法の3要素のうちの3番目の「通常の事業の支払い能力」

を重視すべきであると。そして、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率に着目するという従来の考え方を堅持するということです。

そして、6番目が、社会全体として賃上げできる環境整備を一層進める必要があるということも強調しておきたいということ。

7点目が、事業の持続的発展と雇用の維持・確保の観点から、他県の動向も勘案しつつ、鹿児島県の経済状況に見合う水準を決定すべきであるということを考えているということです。

以上、簡単に要約すると、このような考え方を労側・使側から前回お示しをいただいたところです。

この点に関しては別に追加とか、御意見、御質問等はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、今回は最後に目安額が出された後に開催される本日のこの第2回の専門部会で具体的な金額に入りたいと思いますので、双方には具体的な金額の提示をお願いしたいということをお伝えしておりました。

本日はこのことについて、まずもって御発言をお願いしたいと考えておりますが、まず労側のほうはいかがですかね。

○ 白石委員

労働側、白石です。

今、2種類の資料をお配りさせていただきました。

それでは、御説明したいと思います。

まず、令和7年度第2回最低賃金という表紙のほうですが、1回目のときに労働側の主張としましても、連合リビングウェイジをということでお話をさせていただきました。連合のリビングウェイジは、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体制を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自にやっているものです。

そこから、1ページ目。すいません、ページ数がちょっと間違っておりますが、リビングウェイジということで、東京の1,370円からずっと掲載しております。鹿児島の場合1,100円、月額で18万1,000円。この金額でなければ、文化的な生活ができないということで、これが

2025年の9月16日現在、昨年現在のもので、鹿児島の場合は1,100円ないといけないということです。

このリビングウェイジについて簡単に説明したいと思います。皆さんに別冊でリビングウェイジの報告書をお配りしています。これは最新のものがありませんので、2024年度に連合が発行している報告書で説明させてもらっております。

開けてもらいまして、4ページ目からです。主だったところは赤で色をつけております。

連合のリビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に試算しているものです。そして、春季生活闘争において構成組織・地方連合会が最低到達水準を決定する際の参考指標として、地域別最低賃金審議会における金額審査の主張の根拠として、あるいは企業内労働の最低賃金を年齢別に定めるというようなところで参考にしている資料でございます。

次に、試算にあたってということで、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体裁を保持するために最低限度に必要な水準として、これを踏まえて試算を行っているということです。

労働者として健康に働き続けるための基本として「衣・食・住」、そして、「保健・医療」に関わる費用、そして、暮らしていく上で必要な、社会的・経済的つながりに必要となる「交通・通信費」「交際費」、そして、健康で文化的な最低限度の生活に必要な「教育費」「教養・娯楽」、その他項目ごとに、マーケット・バスケット方式ということで試算をさせてもらっております。

大体、大多数、おおむね7割程度の家庭が保有しているかどうかというのを基準に、生活保護や特別支援を受けないものとして作っております。

次の5ページにあるこの根拠の資料のデータは、埼玉県をモデルにして、埼玉県で幾らだったのかというところを参考にして、それを地域の物価指数、住居費以外と生活費により換算しております。

開けてもらいまして、6ページは2024年のデータになりますのでここは飛ばします。今回は最新の2025年のデータで金額を算出しております。

7ページになります。各項目の出し方を見ると、まず一つ目に、食料費ということで、内食費、昼食代、外食、嗜好食費に分けて計算しています。二つ目は住居費です。開けてもらいまして、8ページ目に光熱・水道費。ここに電気代とか東京電力のこの金額が出ておりますが、これは毎年試算をするときに変わっていきます、ここにある数字は全て2024年度のも

のですので参考に見ていただければと思います。実際、2025年はこの数字が変わっている
のでよろしくをお願いします。

開けてもらって、9ページです。家具・家事用品、これ一般的な生活をするために最低限
必要だと思われるところで試算しています。次に、被服・履物になります。

開けてもらって、10ページ、保健・医療、健康な生活を送るために最低限度と思われる保
健医療費に関する自己負担額を計上しております。次に、下の交通・通信費になります。

そして、11ページは付け加えて、教育費、そして、教養・娯楽というようなところです。

最終ページにはその他ということで、社会的交際費、小遣い。そして最後に、税・社会保
険料を全て加味しております。

最後のページになりますが、先ほど説明したとおり、さいたま市の金額を住居費以外と居
住費に分けて、地域差を計算しながら、都道府県別に換算して出しているものとなります。

説明不足であったかもしれませんが、リビングウェイジの説明させていただきました。

このリビングウェイジの試算におきまして、先ほど言いました鹿児島の場合が昨年度の9
月現在で1,100円、月給で18万1,000円なければ文化的な生活ができないということです。

リビングウェイジの説明書からは元に戻りまして、リビングウェイジのほう、東京から載
っている都道府県別のところです。今、説明させてもらいましたが、昨年現在1,100円ない
といけないというところです。

リビングウェイジ全体の中で、やはり物価高というところも加味しておりますので、本日
新しく配られた資料の中に最新のものがありますが、提示したものは私どもが試算したとき
現在の鹿児島市の消費者物価指数だったということの一つ付け加えておきます。

開けてもらいまして、黄色の文字を黄色で囲ってございますが、これは昨年度の前月比が
上回っており、総合で1.4、持家の帰属家賃を除くところで1.6、食料品が2.6と、やはり消
費者物価指数も昨年より超えています。配られた資料を見ると、今、私どもが提出した金額
よりもまだ高くなっているということがお分かりだと思っております。

リビングウェイジは、この消費者物価指数も食料品、住居、光熱費などを踏まえて、ここ
で試算している中身とほとんど一緒というようなこともございまして、やはり物価高という
か、消費者物価を加味した上で試算しないといけないのではないのかと考えております。

そして、昨年度より県の消費者物価指数が1.4%上昇しているということで、連合のリビ
ングウェイジの水準——健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持す
るために最低限必要な水準と定義、明文化して試算しておりますので、昨年度の鹿児島県の

金額は1,100円と、これに消費者物価指数の総合の1.4をかけまして、1,100円の1.014倍は1,115円でありますから、1,115円引く現在の1,026円は89円ですね。提示額を89円、総額で1,115円をこちらは考えているということで説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいま労側から説明と金額の提示ということで、89円アップの1,115円ということですね。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、また後ほど御意見等も受け付けたいと思います。

それでは、続きまして、使側はいかがでしょう。よろしくお願いいたします。

○ 濱上委員

使側、濱上です。

基本的な考え方というのは、先ほど会長からも紹介があったとおりであるのですが、数字を出す前にちょっと一言言わせていただきたいのが、目安56円に関する感想といいますか見解でございます。

去年と比べて物価上昇率が鈍化してきていること、それから中東情勢の影響も考慮されて、去年の64円よりは引き下げられたのかなと思っています。

それでも目安制度が始まってから2番目に高い数字だと私も認識しております。ここ数年で大幅に引き上げられた上でのさらに56円という目安が出たということでございますので、中小・小規模事業にとっては非常に厳しい数字であるということを、まずもって申し上げておきたいと思います。

○ 千代森委員

使側の千代森でございます。重なるかもしれませんが、私からも発言させていただきま

す。

先日の第2回本審で中央最低賃金審議会目安小委員会が取りまとめた地域別最低賃金額の改定の目安についての説明を受けたところでございます。全国加重平均で55円引上げとのことでございました。

4年連続過去最大の引上げとなっていた昨年までの引上げまでの状況からは若干の一服感はあるものの、引き続き4.9%の大幅な引上げとなりました。55円の引上げ幅は過去2番目の大きさであるとのことであります。鹿児島県が含まれるCランク地域の目安額の56円についても、昨年の目安64円に次ぐ大きな引上げ額であります。

中賃目安小委員会においては、公労使の委員が法定3要素に関係する各種データ等を見ながら、時間をかけて真摯に行われたことは十分承知しております。

私たち鹿児島の使用者側としましても、先日の第1回専門部会で濱上委員より基本的見解の表明がありましたように、昨今の物価上昇や賃上げの流れが継続していることを踏まえますと、最低賃金を一定程度引き上げる必要は十分認識しておりますが、今回示された本県の引上げ目安56円については、近年の大幅かつ急激な引上げが続くことに不安や負担を感じている多くの県内中小企業・小規模事業者にとっては厳しい目安が示されたと受け止めております。

昨年度の本県における最賃引上げの影響率は30%を超えているとの資料もありました。本年度の改定で影響を受ける県内事業者も多くなるのではないかと考えております。

さらに、今、中東情勢の不安定化に伴い、全国的に燃料や原材料・仕入価格の高止まり、資材の調達遅延、供給不足も見受けられ、仕事の依頼があっても受注ができないなど、企業の事業継続にも大きな影響が生じている状況であります。

実際、商工会には資材が確保できずに仕事が受けられない、生活費を補うためアルバイトを始めた、廃業も視野に入れているといった事業者からの切実な声も寄せられております。

こうした中東情勢の影響も含めた長引く物価高や人件費の高騰分を十分に転嫁できない中小企業・小規模事業者は県内でも少なくなく、経営への影響については大きな懸念を持っております。そして、先般の熊本地震による物流・人流の大きな障害も発生しております。

本審議会でも今後はこの専門部会において、公労使で法定3要素に関する各種データ等を確認しながら議論が進められることとなりますが、県内の全企業数の99.9%、全従業員数の91.7%を占め、地域の産業、雇用、生活インフラを支えている中小企業・小規模事業者の経営実態や諸情勢を十分に踏まえた合理的で納得感のある審議決定が行われますよう、改めて

お願いいたします。

併せて、今朝仕入れたのですが、商工会からの声というのがありますので、御紹介をしたいと思います。

最低賃金引上げに関して感想を聞きました。昨年度大幅な改定があったが、小規模事業者にとって毎年度の改定による人件費の増加対応は非常に厳しい状況である。離島地区では来島者数や工事等、案件数が限られ、人件費等の増加分の商品・サービス価格への転嫁も限界があり、利益率が低下する傾向である。最低賃金引上げスケジュールが短く、準備対応が間に合わない。小規模事業者では従業員雇用を抑制、規模縮小し、家族従業員のみにされた方もいる。人手の確保が難しい事業者は外注の活用も行っているが、外注単価も上がっており、経営を圧迫している。

また、ほかの地区の商工会からこういった声もあります。

製造業を行っている業者からの声です。最低賃金引上げに関する情報ということで、最低賃金の改定に伴い、従業員が多い当社ではそれに比例して人件費は増加しているが、売上げは横ばい傾向である。取り扱う資材の値上がりに対応が追いつかず、取引先との価格交渉や調整を行いたい、急激な環境変化に合わせていくことが困難な状況である。

小売業者の声。パート・アルバイトの人件費が増加し、経営を圧迫している。飲食業者の声。食材価格高騰に加え、人件費上昇によりアルバイト雇用の人数を削減しているなどなど、売上げが変わらない中で人件費負担のみが増加しているとの声が多く、経営環境が一層厳しくなっているという声にも十分御配慮していただければと思います。

以上でございます。

○ 濱上委員

それでは、今もありましたけれども資料も持ってまいりました。

お配りしているのは、今、ちょうどありましたけれども、商工会連合会さんの最新の景況調査であります。全体的に持ち直してきているというのは日本全体の景況感ではあるのですが、今、足下の鹿児島県内の中小企業・小規模事業者さんの声でございます。

まず、2枚クリップでとめてある中小企業景況調査報告書という資料でございます。今年の4～6の実績と7～9の見通しということで、D I 調査ですね、良いから悪いを引いて、それがどのような数字になっているかということであります。

真ん中の県内産業別業況D I というのを見ていただければと思います。8年4～6の数字

です。製造業、建設業、小売業、サービス業。製造業だけは0.0だったのですけれども、建設、小売、サービス業は大きくマイナスに落ちてきている。

特に、建設業が晴れマークだったのが、いきなりマイナスに大きく落ち込んできているという、これは先般、地元紙でも一面で大きく取り上げられていた内容でございますけれども、大きく落ち込んだということです。

それから、その下に来期の見通しということで、7～9の見通しが書いてあります。製造業もマイナスに落ちてしまいました。建設業、小売業、サービス業、いずれも大きなマイナスのままということでありまして、支払い能力を上げるための利益確保というのが一層厳しい経営環境が続いているということがこの資料から見てとれると思います。

2ページ、3ページは、それぞれ製造業、建設業、小売業、サービス業のそれぞれの景況感です。その下に今も御紹介ありましたが、それぞれの企業さんのコメントが書いてありますので、今は紹介いたしませんけれども、ぜひ、お読みいただければと思います。

それからもう一つ、1枚紙のほうです。鹿児島県内の景況についてという、これは中小企業団体中央会の鹿児島のデータでございます。これもD I——「好転・増加」から「悪化・減少」を引いたD Iの数値で、その表は前月比と右側は対前年比という幾つかの項目に分けて調査をしているという内容結果でございます。

前月比を見ても、前年同月比を見ても、上から4つ目、販売価格というところ、販売価格について上がっています。ですから、ある程度、まだまだ十分ではないのですけれども、価格転嫁は進んできているということではあります。が、しかし、それ以外の項目はやはり全てもうマイナスです。景況感から在庫、資金繰り、雇用人員、いずれもマイナスのままになっております。

つまり、販売価格にある程度転嫁できたけれども、それがやはり利益の確保にはつながっていないという結果であろうかと思っております。

それとあと中東情勢です。これは九州経済研究所さんの調査なのですけれども、既に6割の企業が大きな影響を受けていて、今後も受けるであろうという企業が9割を占めるというような数字がございました。

それから、突発のことでこれらのデータには反映されていないのですけれども、令和8年熊本地震の影響ということです。これが突発なことで、通常の事業の支払い能力ではないとおっしゃる意見もあるかもしれませんが、原資を確保する上ではこの先、この夏のかき入れ時の道路の分断ですとか、特に観光への影響、鹿児島の基幹産業である観光への影響、

観光業というのは非常に裾野も広いと思っているのですけれども、そこへの影響が非常に心配をされているということも申し添えておきます。

そういったもろもろの状況等を勘案しながら、私ども使用者側は基本的見解でも申し上げましたけれども、賃金改定状況調査結果のやはり第4表という、この賃金上昇率を重く見たい。これについては、中賃の目安委員会も企業において賃金支払い能力等をも勘案して、賃金決定がなされた結果であると解釈をしているというふうに認めておられますので、使用者側とすれば、通常の事業の支払い能力という、この能力を超えた過度の引上げ負担を強いるのは間違っているのではないかなという認識でございます。

労働者の生計費、賃金、それからこの支払い能力、この3要素を総合的に表すこの賃金改定状況調査の結果で、特に第4表の、というのは、調査の年と今年度と在籍していた労働者の比較ということで、より精度は高い数字だと思うのですけれども、特に4表のの賃金上昇率に着目するという基本的な考えに則りこれを見ますと、Cランクが4.0%という数字があります。

ということで、現在の1,026円から4.0%アップで、41円という数字が導き出されますのでこの数字を提示したいと思っております。目安には届かない数字ですけれども、41円というのは大きな数字だと思っております。

それから、先ほど労側の委員からもありましたけれども、中賃は物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム——社会通念とするというような方針のようでございますけれども、鹿児島市の最新の消費者物価指数、先ほど今日いただいた資料を見ますと、1.5%という数字。1.5%の物価上昇ということで、これに1ポイント加えても2.5%、2ポイント加えても3.5%ということで、そういった意味で言えば、4%という賃上げ率というのは、ある程度十分な水準ではないかなという認識でございます。

ということで、41円アップということを提示させていただきます。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいま使側からの説明と金額の提示がございました。41円アップということでお願いしたいという提案でした。

ただいまの使側の説明と提案に関して、何か御質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、労使それぞれの提示額の説明等は終わったわけですけど、改めて何かございませんか。公益のほうからよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

ほかにないようでしたら……。

○ 白石委員

労働側白石です。ちょっと確認ということで。

この前のビデオメッセージにも出ましたが、支払い能力、通常のパイ能力についての確認です。このところで決定しているのは個々の企業の賃金支払い能力を指すものではないということと、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見ての議論ではないと書いてありますので、こちらのほうはそういう考えで臨んでいるということをお伝えしたいと思います。

○ 川口部会長

ありがとうございました。法定3要素の3番目の要件についての確認を労働側からされたところでは。

今の説明、何かございますか。どうぞ。

○ 濱上委員

特に、地震があったとか、観光がどうかとかということではなくて、先ほども申し上げましたように、第4表は中賃の目安委員会でも通常の事業の支払い能力によって出されたものと見ておりますので、私どもはその数字を使わせていただいたということでございます。

○ 川口部会長

ありがとうございます。ほかには何かございませんか。

○ 濱上委員

このリビングウェイズについてちょっとお尋ねなのですが、鹿児島が1,100円というのが、全国で最下位というのは何か理由があるのですか。

○ 白石委員

白石です。

理由といいましょうか、埼玉県さいたま市を基準にしておりますので、その中での地域別物価指数、居住費以外、そして住居費というようなところで見たときに、一番右側にありますが、地域別物価指数の居住費以外で算出した95.8%、そして、住居費のところでは60.1%で試算して鹿児島が一番下というような形です。

昨年までは宮崎と金額は一緒だったと思いますが、2025年度になって鹿児島が1,100円ということで一番下になっている現状になっております。

○ 濱上委員

濱上です。

この住居費以外ということですかね。その真ん中の表の自動車保有の場合の最賃比の72.8というのは、これはどう見ればいいのですか。

○ 白石委員

昨年度、鹿児島県の最低賃金の比率に対してのというような形になります。数字的にはですね。

今、言われているのは1,410円の車保有の場合ということですか。

今、最初の1,100円の提示のところは、車を所有していなかった場合1,100円。車を保有した場合におきましては、また車関係のオプション代ということで、その分が付け加えて1,410円となっております。

基準的には車を所有していないという形を取りまして、1,100円の手取りで、今、お示しをしているところです。

○ 川口部会長

よろしいですかね。

今、ただ、濱上委員が聞かれたのは、この1,100円という数値が全国で最下位となっている表に関してのコメントをいただきましたかではないかという気がしているのですけど。本日そこを精査できないのであれば、また次回でもよろしいかと。

○ 上園委員

労働者側の上園と申します。

経営者協会のほうで鹿児島は住みやすいみたいなパンフレットを作ってらっしゃるじゃないですか。リーフレットみたいなやつ。で、あれで見てもらえばと思うのですけども、多分、鹿児島県はほかの県よりも住みやすいというか、そういうところがこの全国最下位という形のリビングウェイジになっているのだらうと思っています。

ほかのところが家賃が高いだとか、物価が高いだとかという、そういうところが影響して、この金額になっているのだらうなと現段階では考えているところです。

○ 濱上委員

濱上です。

住みやすい鹿児島のリーフレットですよ。あれは確か7、8年前から政労使会議で作っているものですので、経営者協会だけが作っているのではなくて、あれは労働局とか県とか、当時の政労使会議で作り始めて、もうこれで5、6年目かなというようなことでありますので、付け加えておきます。

○ 川口部会長

今の濱上委員の質問、労側、よろしいですか。労側のほうも使側のほうも……。

そして、上園委員の補足説明もございました。また、改めて精査すべき部分があれば、次回の部会にでも報告いただければと考えておるところでございます。

ほかには何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

ないようですので、ただいま労・使両方から御意見、金額提示等がございました。現時点における平場での御意見は、ある程度尽くされた感がありますので、ここで公・労、公・使の二者協議に入りたいと考えますけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、二者協議の場を設けたいと思います。二者協議に関しては、1階の第1会議室で行いますので、公労使の委員の方は移動をお願いいたします。もう一方、一者のほうの控室を1階の第3会議室とさせていただきたいと思います。

ということで、傍聴者及び取材関係者の方々につきましては、このままこの会議室にて御待機いただいて結構かと思しますので、よろしくお願いいたします。

そして、また、再度、三者協議を再開する場合には改めて御案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず労側と公益側との二者協議を行いますので1階の第1会議室に移動をお願いいたします。

二者協議

○ 川口部会長

それでは会議を再開したいと思います。

只今、労側と公益委員、使側と公益委員、二者協議においてご意見等お聞きしましたが、双方の提示額及び意見等にかかなりの隔たりがあり結審には至らないようでございますので、お互い具体的な金額をこれからどうするか等も併せてご検討いただき、次の第3回専門部会に望んでいただければと考えているところです。

事務局から連絡事項等ありますか。

○ 二石補佐

今回は8月10日午前10時からの開催となります。会場は今日と同じこの会議室となります。

よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。それでは、次回は予定どおり 8 月 10 日午前 10 時から開催いたします。ほかに委員の皆さんご意見等ございませんか。これにて本日の議題は示させていただきますけどよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは最後に議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いいたします。

これにて本日の専門部会は閉会いたします。どうもありがとうございました。